

契約締結前交付書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。

この書面をよくお読みください。

商号: 樹商事株式会社
所在地: 〒270-2261 千葉県松戸市常盤平6-27-10
電話番号: 050-3700-3734

金融商品取引業者(当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次の通りです。)

登録番号: 関東財務局長(金商) 第2364号

○ 投資顧問契約の概要

① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。

② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。また、お客様に対する特別の利益の提供は行いません。

○ 報酬等について

1. 投資顧問契約による報酬等

当社は、投資顧問契約により、以下の助言サービスを行い、その対価としてお客様より助言報酬を頂きます。助言方法と助言報酬は、以下の通りとなります。

【助言サービスの内容及び方法】

当社が推奨する金融商品に関する投資判断(金融商品の価値や売買のタイミング、今後の値動き等に関する事項)を、毎日(取引がある日)1回以上、当社の会員掲示板及びメール配信により、行っていく。

【助言報酬】

当該助言に対する報酬は、月額1万円(税抜)とする。お支払い方法は銀行振込又はクレジット払いとし、契約締結時に前払いにてお支払い頂きます。

○ 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次の通りです。

株価変動リスク: 株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その投資元本を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク: 市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

○ クーリング・オフの適用

1. クーリング・オフ期間内の契約解除(10日以内の契約の解除)

契約締結時の書面を受けとった日から起算して10日以内に、[書面により契約を解除することができます](#)。契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

なお、契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として内閣府令で定める金額をいただきます。報酬の前払いを受けているときは、契約解除までの期間に相当する報酬額として内閣府令で定める金額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

2. クーリング・オフ期間経過後の契約解除

クーリング・オフ期間経過後のクーリング・オフは受け付けておりません。契約を解除する場合は月末前日までに購読解除の手続きの意思をメールもしくは電話でお伝えください。なお、その場合は返金はございません。

○ 租税の概要

投資顧問契約の締結には、消費税が課税されます。又、お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、例えば株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

① クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき(詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。)

② 当社が、投資助言業を廃業したとき

○ 禁止事項

金融商品取引業者は、つぎのことが法律で禁止されています。

① 金融商品取引業者等が、その行う投資助言業務に関して、顧客を相手方として又は当該顧客の為に一定の金融商品取引業(金融商品取引法第2条第8項第1号から第4号までに掲げる行為)を行うこと。

② 金融商品取引業者等が、いかなる名目によるかを問わず、その行う投資助言業務に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該金融商品取引業者等と密接な関係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させること。

③ 金融商品取引業者等が、その行う投資助言業務に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき、媒介、取次ぎ若しくは代理を行うこと。

○ 反社会的勢力等の排除

(1) お客様は当社に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)

② 暴力団員等が経営を支配し、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③ 不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること

④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤ その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) お客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにでも該当する行為を行わないことを確約します。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

(3) 当社は、お客様が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができるものとします。

① 第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき

② 第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき

③ 前項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき

(4)前項の規定によりこの契約が解除された場合には、お客様は当社に対し、解除により生じた損害を賠償するものとします。また、お客様は、解除による損害について、当社に対し何らの請求もすることができないものとします。

○ 契約書事項の変更及び契約外事項の協議

本契締結時交付書面兼投資顧問契約書に記載した事項を変更する必要があるときは、お客様と当社間で協議して投資顧問契約の変更契約書を当社が作成し、お客様と締結するものとします。また、本契締結時交付書面兼投資顧問契約書に定めのない事項又は本契締結時交付書面兼投資顧問契約書に定めた事項に関して疑義が生じたときは、お客様と当社間で共に誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

< 当社の概要 >

役員氏名: 代表取締役 鈴木夏樹

資本金: 1000万円

主要株主 鈴木夏樹

1. 分析者・投資判断者: 鈴木夏樹 桑島章一郎

2. 助言者: 鈴木夏樹 桑島章一郎

3. 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

以下の連絡先にお申し出下さい。

樹商事株式会社 問い合わせ窓口

所在地: 〒270-2261
千葉県松戸市常盤平6-27-10

電話番号: 050-3700-3734

メールアドレス: info@soubakan.com

4. 当社が加入している金融商品取引業協会等

なし

5. 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、「苦情・紛争処理に関する規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解を頂けるよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記3の苦情等の申出先の通りです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

6. 当社の紛争解決措置について

(1) 当社は、お客様との紛争の解決にあたっては、当社が協定を締結した東京三弁護士会におけるあっせん又は仲裁手続により金融商品取引業等業務関連紛争の解決に努めます。

(2) 協定書に定める事項を遵守し、当該弁護士会の手続きに従って、紛争の解決に努めます。

(3) 当社との紛争の解決のため、協定を締結した弁護士会をご利用になる場合は、下記までご連絡をお願い致します。

【お客様との紛争解決・あっせん仲裁手続窓口】

東京弁護士会 紛争解決センター 03-3581-0031

第一東京弁護士会 仲裁センター 03-3595-8588

第二東京弁護士会 仲裁センター 03-3581-2249

(4) 上記センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次の通りとなります。詳しくは、上記センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書の受理とあっせん人の選任
- ③ あっせん期日の調整
- ④ あっせん人によるお客様、協定締結業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

顧客の債権の優先弁済権

当社と投資顧問契約を締結したお客様は、本契約により生じた債権に関し、当社が差し入れている営業保証金について他の債権者に優先して弁済を受けることができます。以上

7. 当社が行う業務

投資助言業、宅地建物取引業